平成30年3月19日

札幌市長　　秋元克広 様
札幌市農政部長　長谷川正彦 様

石狩市花川南10条4丁目1番地2
田中 賢三

「ふざけるなルール」暫定導入のお知らせ

前略　春暖の候、皆様におかれましてはご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、新たな札幌市農業振興地域整備計画の決定も間近となって参りました。計画案に対する異議の申出への返答を受け取りましたが、「農用地が10ヘクタール以上あるから外さないよ」との趣旨は、昭和49年の農振指定以来、札幌市と道庁により故なく財産権を侵害され、営農を強要されてきた地域の農民たちをバカにしているとしか思えません。

農振法には「除外手続き」があり、農地法には「許可の追認」があります。札幌市・道庁も「除外」や「追認」を幾度となく繰り返してきましたが、手稲前田地区に関しては「特定の地権者」を除いて認めないというのですから、法の下の平等に反することは明白です。

過去を遡れば、札幌市が地域の実情を踏まえず「いつでも農振を外せる」「同意してくれれば井戸を掘ってあげる」と善良な農民を騙して農振農用地の指定を道庁に注進し、その後も営農支援をするどころか１戸だけの酪農団地を誘致して地域農業を破壊した事実は、歴史に深く刻まれれるべきだと考えます。

私個人としても、酪農団地が垂れ流す汚水や雨水、前田森林公園の拡幅地にあった雪堆積場から吹き下ろす冷風で芝生産に深刻なダメージを受けたにも関わらず、補償どころか被害認定すら拒まれた経験は、古希を過ぎた今も鮮明な記憶として残っております。

これまでも人権を蹂躙されたことへの正当防衛として、また告発を受けるための手段として、パークゴルフ場の開設やアパートの建築などを行ってきましたが、貴職らの職務放棄が改まる気配はありません。

謝罪もなければ指導や告発もない怠慢ぶりに「ふざけるな！」との思いを込め、雪解け後には暫定的に「ふざけるなルール」を導入し、札幌市や道庁が農振農用地だとする土地にコンテナハウスや倉庫をバンバン建てていくことを予告致します。

文句がある場合は、早急に司法の場に訴えるよう道庁に要請するか、手稲前田地区を自由な地域として認めるか、明確に示すようお願いします。　　敬具